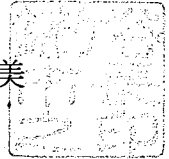


鎌ヶ谷市建設工事適正化指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年9月4日

鎌ヶ谷市長 芝 田 裕 美



鎌ヶ谷市告示第121号

鎌ヶ谷市建設工事適正化指導要綱の一部を改正する告示

鎌ヶ谷市建設工事適正化指導要綱（平成15年鎌ヶ谷市告示第67号）の一部を次のように改正する。

第2条中第15号を第17号とし、第11号から第14号までを2号ずつ繰り下げ、第10号を削り、第13号の前に次の1号を加える。

（12） 連絡員 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第17条の2第1項第3号及び第17条の5第1項第3号に規定する監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を1年以上有する者に限る。）をいう。

第2条第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

（7） 営業所技術者 法第7条第2号に規定する営業所技術者をいう。

（8） 特定営業所技術者 法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。

第2条に次の1号を加える。

（18） 労務費 中央建設業審議会が作成・勧告した労務費に関する基準を基に算出される建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費をいう（法第34条第2項）。なお、労務費に関する基準とは、「適切な職種の公共工事設計労務単価（円/人日（8時間））×施工条件・作業内容等に照らして適正な歩掛（人日/単位施工量）」によって導かれる「単位施工量

あたりの労務費」に、「必要な数量（施工量）」を乗じた額であり、個々の技能者に、その経験・技能に応じた適正賃金が支払われるようにするため、公共工事・民間工事を問わず、発注者から技能者を雇用する建設業者までの全ての取引段階における建設工事の請負契約において、適正な労務費（賃金の原資）を確保することを目的としたものである。

第3条の次に次の4条を加える。

（不当に低い請負代金の禁止）

第3条の2 建設業者は、自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができることその他国土交通省令で定める正当な理由がある場合を除き、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

（著しく短い工期の禁止）

第3条の3 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

（建設工事の見積り等）

第3条の4 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの（以下「材料費等」という。）その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書（以下「材料費等記載見積書」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、公共工事の入札の際には、入札金額の内訳（材料費等その他当該公共工事の施工のために必要な経費）を記載した書類を提出しなければならない。

2 前項の場合において、材料費等記載見積書に記載する材料費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであってはならない。

3 建設工事の注文者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあっては契約を締結するまでに、入札の方法により競争に付する場合にあっては入札を行うまでに、第3条第1項に掲げる事項について、できる限り具体的な内容を

提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までの間に、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な期間として政令で定める期間を設けなければならない。

- 4 建設工事の注文者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努めるものとし、建設業者は、建設工事の注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでに当該材料費等記載見積書を交付しなければならない。
- 5 建設工事の注文者は、前項の規定により材料費等記載見積書を交付した建設業者（建設工事の注文者が同項の請求をしないで第1項の規定により作成された材料費等記載見積書の交付を受けた場合における当該交付をした建設業者を含む。）に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならない。

（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等）

第3条の5 建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知をした建設業者は、同項の請負契約の締結後、当該通知に係る同項に規定する事象が発生した場合には、注文者に対して、法第19条第1項第7号又は第8号の定めに従った工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができる。
- 3 前項の協議の申出を受けた注文者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるように努めなければならない。

第6条第3項ただし書中「監理技術者にあつては、発注者から当該建設工事を請け負った特定建設業者が、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置くときは」を「次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該建設工事が次のアからキまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合

ア 当該建設工事の請負代金の額が1億円未満(建築一式工事にあつては2億円未満)となるものであること。

イ 同一の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設工事の工事現場間の距離が、これらの者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、一の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と他の工事現場との移動時間(片道に要する時間)がおおむね2時間以内であること。

ウ 当該建設工事の全部又は一部に締結される下請契約が規則第17条の2第1項第2号に規定する下請契約にまでに限られること。

エ 当該建設工事を請け負った建設業者が、連絡員を当該工事現場に置いていること。

オ 当該工事現場の施工体制を、当該建設工事を請け負った建設業者の主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

カ 当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書(第12号様式又はこれに準ずるもの)を作成し、当該工事現場に備え置くこと。また、当該計画書は規則第28条第1項に規定する帳簿(規則第26条第6項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)の保存期間と同じ期間営業所で保存していること。なお、規則第17条の2第1項第5号イからニまでに掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ建設業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する計画書への記載に代えることができる。

キ 当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報発信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが必要な環境が確保されていること。

(2) 当該建設工事の工事現場に、監理技術者補佐を専任で置く場合における監理技術者

第6条第4項中「第29条」を「第30条」に改め、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「（特例監理技術者を含む。）」を「（同項各号及び第5項第1号に規定する監理技術者を含む。以下同じ。）」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 当該建設工事が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。この場合、当該営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。なお、第3項及び次の各号の併用をすることはできない。

（1） 政令第27条に該当する建設工事で次のアからクまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 当該建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事にあつては2億円未満）となるものであること。

ウ 同一の営業所技術者等を置こうとする建設工事の工事現場と当該営業所との距離が、これらの者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、当該工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合における営業所から当該工事現場との間の移動時間（片道に要する時間）がおおむね2時間以内であること。

エ 当該建設工事の全部又は一部に締結される下請契約が規則第17条の2第1項第2号に規定する下請契約にまでに限られること。

オ 当該建設工事を請け負った建設業者が、連絡員を当該工事現場に置いていること。

カ 当該工事現場の施工体制を、当該建設工事を請け負った建設業者の主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

キ 当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書（第12号様式又はこれに準ずるもの）を作成し、当該工事現場に備え置くこと。また、当該計画書は規則第28条第1項に規定する帳簿（規則第26条第

6 項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)の保存期間と同じ期間営業所で保存していること。なお、規則第17条の2第1項第5号イからニまでに掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ建設業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する計画書への記載に代えることができる。

ク 当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報発信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが必要な環境が確保されていること。

(2) 政令第27条に該当しない建設工事で次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。

ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

(3) 政令第27条に該当しない建設工事で第1号の要件を全て満たす場合(前号の場合以外)

6 前項第1号の規定は、当該工事現場の数が、政令第34条に定める数を超えるときは適用しない。

第7条第5号中「及び」を「を」に、「を提供」を「併せて通知」に改め、同条中第10号を第12号とし、第6号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 元請業者は、その請け負う建設工事について、次に掲げる事象であつて、請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

ア 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰であつて天災その他不可抗力により生じるもの

イ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰であ

って天災その他不可抗力により生じるもの

(7) 元請業者は、下請業者から法第19条第1項第7号又は第8号の定めに従った工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更について協議の申出を受けたときは、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない。

第7条の次に次の1条を加える。

(建設工事の適正な施工の確保のための措置)

第7条の2 特定建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備その他の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負その下請負に係る建設工事の施工に関し、当該特定建設業者が講ずる前項に規定する措置の実施のために必要な措置を講ずることができこととなるよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。

第10条第1項中「建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)」を「規則」に改め、同条第6項中「掲げなければならない。」の次に「なお、施工体系図の掲示については、国土交通省通知(施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について(令和4年1月27日付け国不建第446号))の要件を満たした上で、デジタルサイネージ等ICT機器を活用して行うことができる。」を加える。

第12条第1項中「作成建設業者は」の次に「、建設キャリアアップシステムその他の適切なシステムを利用する方法により、指導監督機関の長が施工体制台帳及び施工体系図の記載を確認することができる措置を講じている場合を除き」を加え、同条第2項中「(専任の監理技術者を置かない場合にあっては特例監理技術者及び監理技術者補佐)」を削り、「現場代理人」の次に「、監理技術者補佐」を加える。

別表第2中第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 建設労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めること。

別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

別 記
第1号様式（第10条関係）

年 月 日

施 工 体 制 台 帳

[会 社 名] _____

[事業所名] _____

建設業の可 建 許	許 可 業 種	許 可 番 号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日

工 事 名 称 及 事 内 容 発 注 者 名 及 住 所				
工 期	自 至	年 月 日	契 約 日	年 月 日

契 約 所 営 業 所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健 康 保 険 等 の 加 入 状 況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発 注 者 の 名 監 督 員		権 限 及 び 意 見 申 出 方 法	
--------------------	--	------------------------	--

監 督 員 名		権 限 及 び 意 見 申 出 方 法	
現 場 代 理 人 名		権 限 及 び 意 見 申 出 方 法	
監 理 技 術 者 名 主 任 技 術 者 名	専 任 非 専 任	資 格 内 容	
監 理 技 術 者 補 佐 技 術 者 名		資 格 内 容	
専 門 技 術 者 名		専 門 技 術 者 名	
資 格 内 容		資 格 内 容	
担 当 工 事 内 容		担 当 工 事 内 容	

一号特定技能外国人の従事状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況 (有無)	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----

《下請業者に関する事項》

会 社 名		代 表 者 名	
住 所 電 話 番 号	(TEL)		
工 事 名 称 及 工 事 内 容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注 文 者 と の 契 約 日	年 月 日

建 設 業 の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健 康 保 険 等 の 加 入 状 況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国 人の従事状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生 の従事状況 (有無)	有 無
----------------------------	-----	---------------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請業者の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・監理技術者補佐を置くときは、その者が監理技術者補佐資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

再下請負通知書

直近上位
注文者名

【報告下請負業者】

住 所

元請名称	
------	--

会社名

代表者名

《自社に関する事項》

工事名称 及 工事内容					
工 期	自	年	月	日	注文者との 契約日
	至	年	月	日	年 月 日

建設業の可 建 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入の 有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

監 督 員 名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現 場 代 理 人 名		雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法		専 門 技 術 者 名	
主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
資 格 内 容		担当工事内容	

一号特定技能外国 人の従事状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生 の従事状況 (有無)	有 無
----------------------------	-----	---------------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名			代 表 者 名		
住 所 電 話 番 号	(TEL)				
工 事 名 称 及 工 事 内 容					
工 期	自	年	月	日	注 文 者 と の 契 約 日
	至	年	月	日	年 月 日

建 設 業 の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健 康 保 険 等 の 加 入 状 況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者名	専 任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

一号特定技能外国 人の従事の状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生 の従事の状況 (有無)	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----

※再下請負通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

・再下請負通知人が再下請負業者と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

別記第7号様式を次のように改める。

年 月 日

様

住所
商号又は名称
代表者名
電話番号

主任技術者等選任通知書

このことについて、 年 月 日契約に係る 工事に関し、下記の者を選任したので鎌ヶ谷市建設工事適正化指導要綱第12条第2項の規定並びに建設工事請負契約約款第10条第1項の規定により通知します。

記

	現場代理人	主任技術者 監理技術者	監理技術者補佐	専門技術者
氏 名				
生年月日				

※添付書類

主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者については、資格を証明する書類の写し（実務経験による場合は実務経験証明書を提出すること）及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し

- （注）・主任技術者、監理技術者の欄は、区分に応じて一方を抹消すること。
・生年月日欄については、添付書類に生年月日が記載されている場合には、省略できるものとする。

建設業許可における営業所技術者は、営業所に常勤している必要があるため、建設業法第26条の5に該当する場合を除き、現場への専任を求められる工事（※）における主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐として配置することはできません。（建設業法第7条第2号、第26条第3項、建設業法施行令第27条）
※公共性のある工作物に関する工事であって請負金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）となる工事

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第12条関係）

年 月 日

様

住所

商号又は名称

代表者名

電話番号

変更通知書

年 月 日契約に係る 工事に関し、年 月 日
付けで通知した について、下記のとおり変更したので、鎌ヶ谷市建設工事
適正化指導要綱第12条第3項の規定並びに建設工事請負契約約款第10条第2項の
規定により通知します。

記

	変更前	変更後
氏 名		

別記第11号様式の別添を次のように改める。

別 添

確認事項	確 認 日	年 月 日			
	現場代理人	氏 名			
	主任技術者又は 監理技術者	氏 名	会社の名称	氏 名	会社の名称
	連絡員				
	監理技術者 補佐				
	専門技術者				
	当該工事 施行者	工事の種別	会社の名称	工事の種別	会社の名称
(備考)					

(注) 1 「主任技術者又は監理技術者」「監理技術者補佐」「専門技術者」欄には、確認当日実際に技術監理を行っている者を記載すること。

2 「連絡員」欄には確認当日実際に工事現場で連絡員として配置されていた者を記載すること。

3 「当該工事施工者」欄には確認当日実際に工事を施工していた者を記載すること。

別記第11号様式の次に次の1様式を加える。

人員の配置を示す計画書
（建設業法施行規則第17条の2又は第17条の5）

対象期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
------	---------------------	--

建設業者	名称			
	所在地			
主任技術者又は監理技術者（営業所技術者又は特定営業所技術者）	氏名			
	所属営業所名			※17条の5の場合のみ記載
	一日平均の法定外労働時間	見込時間	実績時間	

建設工事 1	工事名称											
	工事現場所在地											
	契約締結営業所	名称							※17 条の 5 の場合のみ記載※上記所属 営業所と同じである必要			
		所在地										
	建設工事の内容								※法別表第 1 上段のどれか			
	請負代金の額								※1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）である必要			
	移動時間								※1 日で巡回可能かつ概ね 2 時間以内である必要			
	下請次数								※3 次以内である必要			
工事現場の施工 体制の確認方法												
情報通信機器												
連絡員	氏名											
	所属会社											
	実務の経験※土木 一式工事又は建築一式工 事の場合に記載※実務の 経験は 1 年以上である必 要	工事名称	期間									
				年	月	～		年	月			
				年	月	～		年	月			
		合計				年					月	

建設工事 2	工事名称											
	所在地											
	建設工事の内容										※法別表第 1 上段のどれか	
	請負代金の額		※1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）である必要									
	移動時間		※1 日で巡回可能かつ概ね 2 時間以内である必要									
	下請次数		※3 次以内である必要									
	工事現場の施工体制の確認方法											
	情報通信機器											
	連絡員	氏名										
		所属会社										
実務の経験※土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載※実務の経験は 1 年以上である必要		工事名称	期間									
				年	月	～			年	月		
				年	月	～			年	月		
			合計				年				月	

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鎌ヶ谷市建設工事適正化指導要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に契約した建設工事から適用し、施行日前に契約した建設工事については、なお従前の例による。